

JU適正販売店認定のための申請要件チェック！

会社単位で誓約し、すべての店舗が以下9項目の基準を満たしていただく必要があります。

チェック!

- ① 所属・所在地協会がJU適正販売店の認定申請を承認していること。
- ② 自動車公正取引協議会会員であり、申請日から過去5年以内に自動車公正競争規約違反で警告以上の措置、または消費者庁等からそれに準ずる措置等を受けておらず、要綱第5条2項の定めにも該当しないこと。
- ③ すべての営業所の古物管理者が古物管理者講習会を受講していること。
⇒公開初年度申請については27年度に受講することで足りることとなります
- ④ すべての営業所が中古自動車販売士在籍店であること。
- ⑤ すべての営業所に中販連が実施するCS基礎研修の修了者が1名以上在籍していること。
- ⑥ すべての営業所に中販連が実施する車両見極め初級研修の修了者、または運営委員会がこれと同等と認める研修の終了者、もしくは現に有効な中古自動車査定士資格を有する者が1名以上在籍していること。
- ⑦ すべての営業所が法定点検・分解整備を行う場合、認証または指定工場で行っていること。
⇒自認をしていただきます
- ⑧ 使用している自動車売買注文書（※買取契約書を含む）および契約上の特約事項（裏面約款等）が、監修団体の監修を受けているか、JU自動車売買注文書・特約事項に準拠していること。
※モデル買取契約書確定後に適用します
- ⑨ 自動車公正競争規約を遵守すること、および消費者トラブルが起きた際には認定申請を承認した協会の指導を受けることにつき、誓約をすること。

すべてチェックが入ると認定の申請ができます！

認定の申請手続きについては別冊のパンフレットをご覧いただくか、

ご所属の協会事務局までお問い合わせください。